

令和7年度保険者努力支援制度 内容及び評価点獲得状況

令和7年度都道府県分【こどもの医療の適正化等の取組（令和6年度の実施状況を評価）】

●こどもの医療の適正化等の取組として、以下の基準を全て満たす取組を実施している場合【40点】

- ①こどもの医療の適正化につながる周知啓発等の取組を実施している場合（こどもの医療に関するガイドブックの作成・配布、「上手な医療のかかり方」に関する講座の実施等） ⇒ 達成
- ②管内市町村のうち、市町村固有指標③こどもの医療の適正化等の取組の指標③・⑤を満たす市町村の割合が9割を超えている場合 ⇒ 未達成
- ③都道府県医師会や薬剤師会等と連携して、こどもの抗菌薬処方適正化につながる取組を実施している場合 ⇒ 達成
- ④保険者協議会や県民会議等において、被用者保険の保険者と連携して、こどもの医療費の適正化につながる①、③の取組を実施している場合 ⇒ 達成

（参考）全国の達成状況：13団体（達成率28%）

令和7年度市町村分【こどもの医療の適正化等の取組の実施状況（令和6年度の実施状況を評価）】

●こどもの医療の適正化等の取組の実施状況（令和6年度の実施状況を評価）【60点】

- ①地方単独事業として実施しているこどもの医療費助成制度について、年齢にかかわらず、外来で医療機関を受診する際、窓口での支払いが必要な制度としている場合（外来医療費を無償化せず自己負担を設けている場合など）【50点】
- ②地方単独事業として実施しているこどもの医療費助成制度について、外来で医療機関を受診する際、窓口での支払いが不要な制度から窓口での支払いが必要な制度に、令和6年度に変更した場合（医療費助成の対象となる年齢層のうち一部の年齢層の制度変更を含む）【20点】
- ③地方単独事業として実施しているこどもの医療費助成制度と合わせ、医療費助成担当部局と連携し、こどもの保護者に対して適切な受診を促す周知・啓発を実施している場合【5点】 ⇒ 達成28団体
- ④③の取組を実施していない場合【▲5点】
- ⑤こどもの急な病気やけがへの対応等（夜間・休日の小児救急医療の輪番制等の体制構築に係る案内・情報提供など）を実施している場合【5点】 ⇒ 達成38団体

※③、⑤の各市町村の獲得状況は以下のとおり ③⑤ともに達成しているは、27団体（達成率62.8%）

保 険 者 名	③	④	⑤	③⑤ともに達成
大 阪 市	5	0	5	○
堺 市	5	0	5	○
岸 和 田 市	0	▲5	5	×
豊 中 市	5	0	5	○
池 田 市	5	0	5	○
吹 田 市	5	0	5	○
泉 大 津 市	0	▲5	5	×
高 槻 市	5	0	5	○
貝 塚 市	0	▲5	0	×
守 口 市	5	0	5	○
枚 方 市	5	0	5	○
茨 木 市	5	0	5	○
八 尾 市	5	0	5	○
泉 佐 野 市	0	▲5	0	×
富 田 林 市	5	0	5	○
寝 屋 川 市	5	0	5	○
河 内 長 野 市	5	0	5	○
松 原 市	5	0	5	○
大 東 市	5	0	0	×
和 泉 市	5	0	5	○
箕 面 市	0	▲5	5	×
柏 原 市	0	▲5	5	×

保 険 者 名	③	④	⑤	③⑤ともに達成
羽 曳 野 市	5	0	5	○
門 真 市	0	▲5	5	×
摂 津 市	5	0	5	○
高 石 市	5	0	5	○
藤 井 寺 市	5	0	5	○
東 大 阪 市	5	0	5	○
泉 南 市	0	▲5	0	×
四 條 畷 市	5	0	5	○
交 野 市	5	0	5	○
島 本 町	0	▲5	5	×
豊 能 町	0	▲5	5	×
能 勢 町	0	▲5	5	×
忠 岡 町	5	0	5	○
熊 取 町	0	▲5	0	×
田 尻 町	0	▲5	5	×
阪 南 市	0	▲5	5	×
岬 町	0	▲5	5	×
太 子 町	5	0	5	○
河 南 町	5	0	5	○
千 早 赤 阪 村	5	0	5	○
大 阪 狭 山 市	5	0	5	○
③⑤ともに達成	27 団体			62.8%